

## 歴史的建築物等の保存活用にかかる賃料補助金交付要綱

令和5年12月1日 文化スポーツ局長・都市局長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、神戸市内における歴史的建築物等の保存活用を促進するため、歴史的建築物等の保存活用にかかる賃料補助金を交付することに関し神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歴史的建築物等とは、神戸市内に存する次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に規定する景観重要建造物
  - イ 神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第31条第1項に規定する神戸市指定景観資源
  - ウ 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月31日条例第50号）第45条第2項に規定する伝統的建造物
  - エ その他、アからウに準ずる歴史的、文化的又は景観的価値のある建築物等として市長が認めたもの
- (2) 賃料とは、賃貸借契約に定める賃貸借料又はこれに相当する利用契約等に定める利用料をいう。
- (3) 事業年度とは、市の会計年度のことをいう。

### (補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、歴史的建築物等において新たに事業所を設置し、利用する事業者で、次の各号の要件を全て満たす者として市長の認定を受けた者とする。

- (1) 歴史的建築物等に賃借等により入居し、別表に定める事業実施義務期間を通じて、継続して占有する見込みであること。
  - (2) 歴史的建築物等の所有者と密接な関係にないこと。
  - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）による設立登記申請書又は所得税法（昭和40年法律第33号）による個人事業の開業・廃業等届出書（以下、「設立登記申請書等」という。）の提出を完了又は予定していること。
- 2 前項については、すでに市内に拠点を持ち事業を実施している者が、新たな事業所を開設、又は新規雇用を伴う事業拡大により移転する等の場合を含む。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業者が支払った賃料とし、消費税及び地方消費税相当額は経費に算入しないものとする。

- 2 市長は予算の範囲内において、前項に定める補助対象経費のうち、別表に掲げる額を補助対象事業者に交付する。この場合において、補助金の額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業認定の申請)

第5条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、事業認定申請書(様式第1号)及び別に定める添付書類を指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(事業の認定)

第6条 市長は前条の規定による申請があったときは、認定申請に係る書類を審査し、補助事業として認定することが適当と認める場合は、事業認定通知書(様式第2号)により、申請者に対して速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、前項の事業認定にあたり、条件を付することができる。

- 3 市長は、審査の結果、事業の認定を行うことが不適当と認めるときは、事業計画不認定通知書(様式第3号)により、申請者に対して速やかに通知するものとする。

(交付申請)

第7条 前条の認定を受けた事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第4号)及び別に定める添付書類を指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第5号)により速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定にあたり、条件を付することができる。

- 3 市長は、審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めるときは、補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に対して速やかに通知するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 第6条第1項による事業認定の通知を受けた者(以下「認定事業者」という)及び前条第1項による交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という)は申請内容に変更が生じた場合は内容変更申請書(様式第7号)を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請について承認することが適当と認めるときは内容変更承認通知書(様式第8号)により、適当は認められないときは内容変更不承認通知書(様式第9号)により、申請者に対して速やかに通知するものとする。

(補助事業の休止)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の休止を行う場合は、補助事業休止・廃止届出書（様式第 10 号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、補助事業の休止以降、補助金の交付は行わないものとする。

3 補助事業者は、補助事業の休止の届出を行った後、補助事業を再開しようとするときは、補助事業再開届出書（様式第 11 号）及び補助金交付申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の廃止）

第 11 条 補助事業者は、補助事業の廃止を行う場合は、補助事業休止・廃止届出書（様式第 10 号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、補助事業の廃止以降、補助金の交付は行わないものとする。

（事業の実績報告）

第 12 条 補助事業者は、各事業年度に補助事業が完了したとき、第 10 条の規定により事業の休止をし、又は前条の規定により廃止したときは、事業実績報告書（様式第 12 号）に定める添付書類を指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第 13 条 市長は、前条の実績報告があったときは、報告にかかる書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実績が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額等確定通知書（様式 14 号）により、補助事業者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が第 8 条第 1 項又は第 9 条第 2 項により通知した額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第 14 条 第 12 条に規定する書類を提出した補助事業者については、補助金の請求を行ったものとみなす。

2 補助事業者は第 7 条で申請した振込口座を変更する場合は、補助金振込先口座変更届（様式第 15 号）を提出しなければならない。

3 市長は、補助金を支払うことが適当と認めた場合は、その内容を確認の上、補助事業者に補助金を支払うものとする。

（事業継続の報告）

第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後、補助の対象となった事業の継続実施状況等について、各事業年度終了後に事業継続報告書（様式第 16 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（調査）

第 16 条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者及び補助事業者に対し報告を求め、補助事業の実施状況等の調査等を行うことができる。

2 前項の場合においては、補助事業者は誠意をもってこれに協力するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第 17 条 補助事業者は、事業実施義務期間において、当該補助事業に係る帳簿及び書類を保存しなければならない。

(決定の取消し)

第 18 条 市長は、認定事業者及び補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業認定又は交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金規則第 10 条第 2 項各号に該当するとき

(2) 補助金規則第 19 条各号に該当するとき

(3) 神戸市に納付すべき市税に未納、滞納又は未申告があるとき

(4) 補助事業として認定を行うことが不相当と認められるとき

2 市長は、前項の規定による取り消しを行ったときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 17 号）により、認定事業者又は補助事業者に対して速やかに通知する。

(補助金の返還)

第 19 条 補助事業者が、事業実施義務期間において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 第 11 条の規定により補助事業の廃止の届出を行ったとき

(2) 前条第 1 項第 2 号の規定により、補助金の交付の全部又は一部を取り消されたとき。

2 前項第 1 号に該当し、補助金の返還を命じる際の返還金は、事業実施義務期間の月数から補助事業実施期間を減じた月数（1 か月に満たない日数は切り捨てる）を、事業実施義務期間の月数で除した数に、既に交付済みの補助金を乗じた金額とする。

(加算金及び遅延利息)

第 20 条 補助事業者は、前条第 1 項第 2 号の規定により補助金の返還を命じられたときは、補助金規則第 21 条に規定する方法により算定した加算金を、本市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第 1 項第 2 号の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、補助金規則第 21 条に規定する方法により算定した遅延利息を、本市に納付しなければならない。

3 加算金及び遅延利息に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(施行細則の委任)

第 21 条 この要綱の施行に関し必要な事項については、所管局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月1日）

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助率	補助対象経費の1／2以内
補助金の額	月額7万5千円を限度とする。
補助期間	賃料補助開始日から36月を限度とする。
事業実施義務期間	賃料補助開始日から5年間とする。
補助金の額の算定	月の途中で賃料補助を開始する場合は、賃料補助開始日が属する月の翌月から当該事業年度の3月までを補助対象月とし、月の途中で事業を廃止・休止する場合は、当該事業年度の4月から事業の廃止・休止日が属する月の前月までを補助対象月として、補助金の額を算定する。